



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 41 2007年04月26日

台湾 特許出願の審査指令に係る「検索報告」の添付要否について

台湾経済部知的財産局が2007年以降に発する審査意見通知書又は特許付与査定書の一部のケースについて「検索報告」が添付されないことに対し、同局による説明が2007年4月17日に公表されました。その説明内容を抄訳し、下記のとおりご案内申し上げます。

記

当局は特許出願審査のレベルアップ及び透明度を図るため、2007年1月1日より特許出願に対する初審査の結果に下記の場合を除き、「審査意見通知書」又は指令無しでの「特許付与査定書」については「検索報告」を添付する。

1. 2007年以前に既に初審査拒絶理由先行通知書若しくは補正指令を発したものの。
2. 次に掲げる各号のいずれかに該当するもの。
 - (1) 特許法第21条の規定(自然法則を利用する技術思想の発明)に違反するもの。
 - (2) 特許法第24条第1項の規定(特許を受けることができない発明)に当たるもの。
 - (3) 発明の明細書において明確、且つ十分に技術特徴内容が説明されていないため、その発明の内容が理解できないもの(特許法第26条第2項)。
 - (4) 産業上の利用に供することができない発明(特許法第22条)。
 - (5) 先出願の発明若しくは考案と同一であるもの(特許法第31条)。
 - (6) 発明の単一性に係る規定に違反し指令に従い補正が行われないもの(特許法第32条)。
 - (7) その特許出願について二つ以上の発明でないのに分割出願が行われたもの。

以上